

第3次

豊川市男女共同参画基本計画

概要版

～「自立と支え合いの男女共同参画社会」を目指して～

2021年3月

(令和3年3月)

豊川市

男女共同参画社会とは

「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことで

（男女共同参画社会基本法第2条より）

計画策定の趣旨

本市では、2009（平成21）年4月に豊川市男女共同参画推進条例を施行し、男女が性別に関わりなく、互いに人権を認め合い、自立した個人として社会のあらゆる分野に希望を持って対等に参画し、その責任を担うことができる男女共同参画社会の実現を目指し、様々な施策に取り組んできました。

2011（平成23）年3月には、2020年度を目標とする「豊川市男女共同参画基本計画」（第2次計画）を策定し、将来像である『自立と支え合いの男女共同参画社会』を目指す取組を継続し、2016（平成28）年3月には同計画の改訂を行いました。

この度、第2次計画の計画期間満了に伴い、これまでの本市の取組について評価を行い、経済社会環境や男女共同参画をめぐる状況の変化を踏まえ、「豊川市男女共同参画基本計画」（第3次計画）を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、「豊川市男女共同参画推進条例」第11条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画であり、「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。

また、本計画の『基本目標2 個性と能力を発揮して活躍できるまち』は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として、『基本目標3 誰もが安心して暮らせるまち』「施策の方向10 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

計 画 期 間

本計画の期間は、2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度までの 10 年間とします。また、計画期間の途中においても社会情勢の変化や施策の進捗状況を勘案し、2025（令和 7）年度に必要な応じて計画の見直しを行います。

将 来 像

「自立と支え合いの男女共同参画社会」

「豊川市男女共同参画推進条例」に定める基本理念に基づき、市と市民や教育に携わる者、市民活動団体、事業者が、あらゆる分野で男女共同参画の意識や視点を持ち、一人ひとりが自身の能力を活かしながら、自らの意思と責任のもとに自立し、男女が対等な社会の構成員として互いに認め合い、支え合う、心豊かな社会を目指します。

- ◆ 男女双方の意識改革、理解の促進
- ◆ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
- ◆ 子どもへの男女共同参画の理解の促進
- ◆ 男女共同参画の視点に立った生活上の困難者に対する支援
- ◆ あらゆる分野における女性の参画拡大
- ◆ 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

基 本 目 標

基本目標 1

人権を尊重した男女共同参画社会
に向けた意識の向上

基本目標 2

個性と能力を発揮して
活躍できるまち
(豊川市女性活躍推進計画)

基本目標 3

誰もが安心して
暮らせるまち

施策体系図

基本目標 1

① 人権を尊重した男女共同参画社会に向けた意識の向上

人権と男女共同参画に関する固定的な役割分担意識等の改革を一層進め、それを定着させるための広報・啓発を促進するとともに、旧来の社会制度や慣行にとらわれない意識を幼少期から啓発するなど、全世代を対象とした男女共同参画社会の一層の意識醸成を図っていきます。

基本目標 2

② 個性と能力を発揮して活躍できるまち (豊川市女性活躍推進計画)

ジェンダーにとらわれた旧来の社会通念や固定観念を取り除き、誰もが多様な働き方が選択できる職場づくりを進めるとともに、行政や地域社会の中において、女性が活躍する機会創出を積極的に進め、主に女性が担っていた分野への男性の参画を促し、性別に関係なく、職場、家庭生活、地域活動などあらゆる分野で個性と能力を発揮して活躍することができるまちを目指します。

基本目標 3

③ 誰もが安心して暮らせるまち

誰もが、それぞれのライフステージに応じた心身の健康と充実した生活環境づくりができ、生涯にわたり健康で安心して暮らせるまちを目指します。

施策の方向

1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

2 子どもへの男女共同参画の理解の促進

3 男女平等の職場環境づくりの推進

4 女性の就業支援

5 方針決定・計画立案等への女性の参画促進

6 家庭・地域活動における男女共同参画の推進

7 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

8 生涯を通じた健康づくりの支援

9 誰もが安心して暮らせる生活環境づくり

10 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶（豊川市 DV 防止基本計画）

基本施策

① 男女共同参画推進のための広報・啓発の一層の推進

② 男女共同参画に関する調査研究及び情報発信の強化

③ 多様なメディアを活用した男女共同参画の推進

④ 保育及び学校における人権教育及び男女共同参画の推進

⑤ あらゆる職場における男女共同参画の推進

⑥ 雇用機会均等の促進

⑦ 労働条件・労働環境の向上

⑧ 女性の活躍を支援する多様な働き方の推進

⑨ 女性の就業継続・再就職・起業の支援

⑩ 職場や地域活動における方針決定過程への女性の参画拡大

⑪ 女性の人材育成の促進

⑫ 家庭・地域活動における男女共同参画の推進

⑬ ワーク・ライフ・バランスの推進と啓発

⑭ 男性の家庭・地域活動等への参画促進

⑮ 子育て環境の充実化

⑯ 介護環境の充実化

⑰ 学校、家庭、職場における健康づくりの促進

⑱ ライフステージに対応したリプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進

⑲ 男女共同参画の視点に立った生活上の困難者に対する支援

⑳ 性的指向や性自認についての理解促進

㉑ 暴力、児童・高齢者・障害者虐待等の防止対策の推進

㉒ 多様なハラスメントの防止対策の推進

基本目標 1 人権を尊重した男女共同参画社会に向けた意識の向上

1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

① 男女共同参画推進のための広報・啓発の一層の推進

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに男女共同参画意識の高揚と理解の促進、ジェンダーによる固定的性別役割分担意識を見直すため各種啓発事業に取り組みます。

② 男女共同参画に関する調査研究及び情報発信の強化

男女共同参画に関する様々な情報の収集・提供及び市民と事業所を対象に男女共同参画に対する取組を調査します。

③ 多様なメディアを活用した男女共同参画の推進

多様なメディアに対し、人権や男女共同参画の視点に配慮した表示や表現をするよう働きかけを行うとともに、市民のメディアリテラシーの向上を図る取組を推進します。

2 子どもへの男女共同参画の理解の促進

④ 保育及び学校における人権教育及び男女共同参画の推進

保育及び学校教育において、人権及び男女共同参画の意識づくりにつながる教育や事業、学習教材の導入を進めるとともに、教職員等に対する研修を充実・強化します。

基本目標 2 個性と能力を発揮して活躍できるまち(豊川市女性活躍推進計画)

3 男女平等の職場環境づくりの推進

⑤ あらゆる職場における男女共同参画の推進

事業所や商工業、農林水産業など自営業者に対して、男女共同参画への理解と取組の重要性を周知し、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進を促します。

⑥ 雇用機会均等の促進

雇用機会均等法などの労働関係法律の周知を強化していくとともに、雇用に関する情報提供を充実させ、男女平等な雇用機会均等を啓発します。

⑦ 労働条件・労働環境の向上

事業主に対し、従業員の勤務形態や労働環境の整備、待遇などに関する情報の提供を充実し、男女の就労面における格差解消を図るための啓発を推進します。

4 女性の就業支援

⑧ 女性の活躍を支援する多様な働き方の推進

女性が柔軟に働ける環境や、女性の人材活用の機会を増やしていくため、事業所などに対して、女性の活用や柔軟な働き方などの啓発を進めます。

⑨ 女性の就業継続・再就職・起業の支援

家庭の状況等に応じて希望した形での働き方ができるように、就業の継続や再就職の支援、起業などにチャレンジするための情報提供や啓発を進めます。

5 方針決定・計画立案等への女性の参画促進

⑩ 職場や地域活動における方針決定過程への女性の参画拡大

方針や意思決定の場において、女性の役員や管理職などへの登用を促進します。また、市が設置する審議会等委員の男女構成割合が均衡となるように、女性の登用を促進します。

⑪ 女性の人材育成の促進

女性があらゆる分野において能力を発揮できるよう、学習・教育機会を提供するとともに、女性のライフステージに対応した柔軟な能力開発機会を設けます。

6 家庭・地域活動
における男女
共同参画の推進

⑫ 家庭・地域活動における男女共同参画の推進

家庭や地域に対し、男女共同参画についての啓発や学習の機会を提供し、地域やボランティア・市民活動団体が行う活動を支援します。

7 ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の
調和) の推進

⑬ ワーク・ライフ・バランスの推進と啓発

事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方や経営上のメリット、必要性などを情報提供し、取組を啓発します。また、学校教育においてもワーク・ライフ・バランスに関する学習に取り組みます。

⑭ 男性の家庭・地域活動等への参画促進

家庭や地域活動に男性も積極的に参画する意識の醸成と、機会づくりなどの支援に取り組みます。

⑮ 子育て環境の充実化

家庭や地域における子育て支援、安心して子育てができる切れ目のない支援、仕事と子育ての両立の推進などに関する事業に取り組みます。

⑯ 介護環境の充実化

高齢者に関する相談・支援事業を充実させるとともに、家族介護者への支援を実施します。

基本目標 3 誰もが安心して暮らせるまち

8 生涯を通じた健康
づくりの支援

⑰ 学校、家庭、職場における健康づくりの促進

市民のライフステージに沿った切れ目のない健康づくりや健康管理に関する事業、スポーツを通じた体力づくりなど、心身の健康のための事業に取り組みます。

⑱ ライフステージに対応したリプロダクティブ・ヘルズ/ライツの推進

リプロダクティブ・ヘルズ/ライツについて、市民への理解と尊重を促進します。また、妊娠から出産までの安全と、健康管理や育児に対する正しい知識の普及啓発を図ります。

9 誰もが安心して
暮らせる生活環
境づくり

⑲ 男女共同参画の視点に立った生活上の困難者に対する支援

高齢者や障害者などが健康で生き生きとした生活が送れるよう、生活支援を充実させていくとともに、生活上の困難を抱えている人や女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人に対して、自立支援・経済的支援を進めます。

⑳ 性的指向や性自認についての理解促進

子どもから大人まで男女共同参画や人権の観点から、性的指向や性自認について理解が促進されるよう人権教育を実施します。

10 配偶者等からの
あらゆる暴力の
根絶(豊川市DV
防止基本計画)

㉑ 暴力、児童・高齢者・障害者虐待の防止対策の推進

暴力や児童・高齢者・障害者虐待の防止、根絶に向けた啓発や相談事業の実施、関係機関との連携体制の構築と被害者の保護、自立支援のための体制づくりに取り組みます。

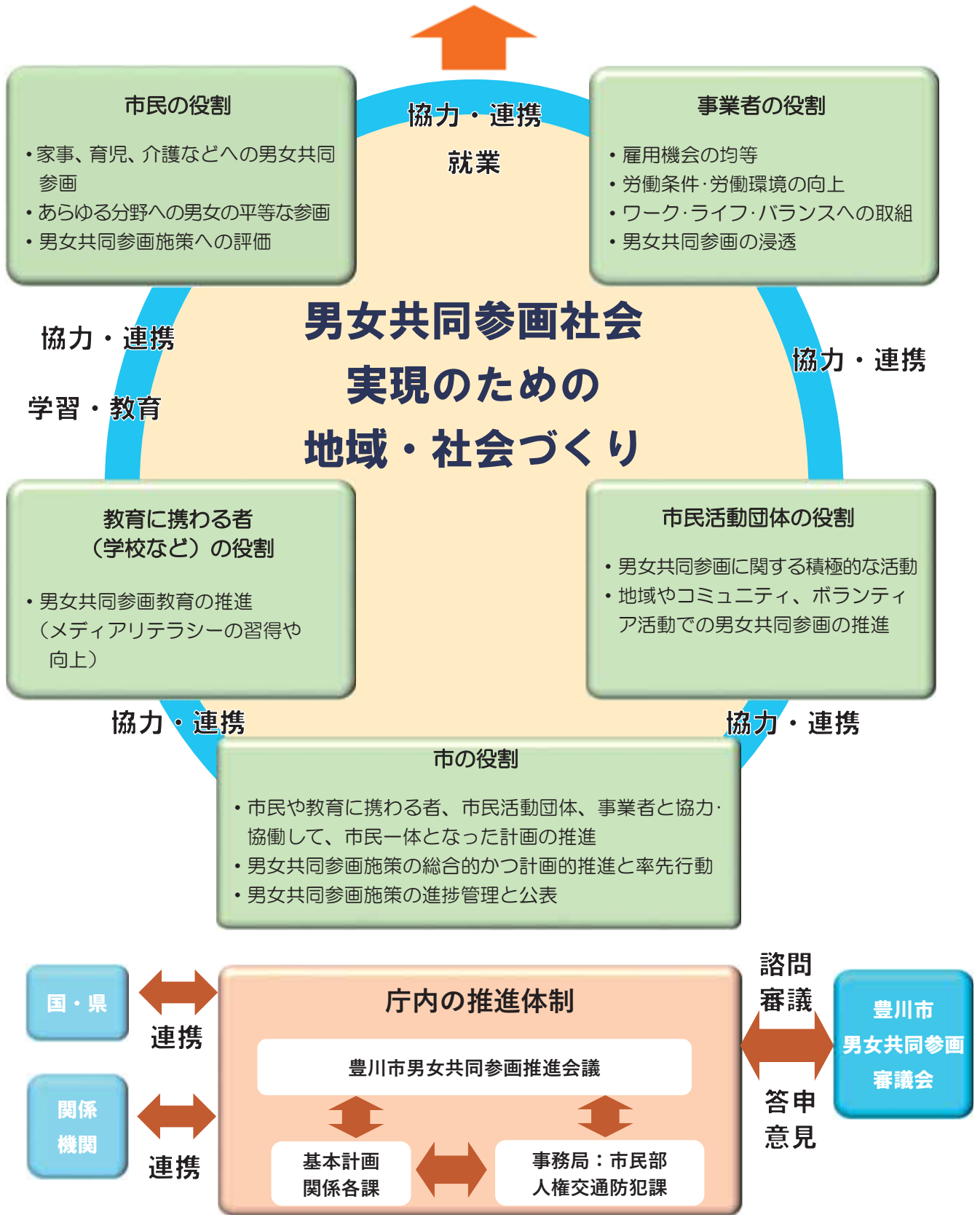
㉒ 多様なハラスメントの防止対策の推進

職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメントの防止対策の必要性を理解してもらうための啓発を実施します。

〔基本計画概念図〕

自立と支え合いの男女共同参画社会

「豊川市男女共同参画基本計画」の推進



豊川市市民部人権交通防犯課

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地 TEL 0533-89-2149 FAX053-89-2125
Eメール jinkenkotsu@city.toyokawa.lg.jp URL: <https://www.city.toyokawa.lg.jp>